

## いじめ防止に関する研修資料について

## 【スケジュール】

8月 27日 修正案  
 12月 日 完成版  
 1～2月 校長会資料

## 【修正箇所】

	旧	新
表紙	初期対応がいじめを解決 見て見ぬふりは許さない！	<u>早期発見・組織的対応でいじめを解決するために ～いじめの兆候を見逃さない～</u>
p 1	目次  1 事例 事例（1）いじめ認知の甘さ 事例（2）不誠実な対応 事例（3）不十分な引継と具体策のなさ  2 いじめの重大事態 3 具体的な指導例 4 いじめへの対応	<u>はじめに</u>  <u>1 いじめを早期に発見するために —チェックシートの活用—</u> <u>2 いじめの程度に応じた対応（例）</u> <u>3 管理職、主任、担任のいじめ対応</u> 〈追加〉 <u>4 いじめの事例</u> ① いじめ認知の甘さ（例） ② 不誠実な対応（例） ③ 不十分な引継と具体策のなさ（例） <u>5 いじめの重大事態について</u>
p 3	1－1 事例	→ p 6
p 4	1－2 事例	→ p 7
p 5	1－3 事例	→ p 8

p 6	2 いじめの重大事態	→ p 9	4 いじめの事例 ① いじめの認知の甘さ（例）
p 7	具体的な事例	→ p 3	② 不誠実な対応（例）
p 8	いじめへの対応について		③ 不十分な引継ぎと具体策のなさ（例） ※①～③までの事例を学校（担任）、学校（管理職） に分け、表示 ※赤枠の具体的な対応追加
p 9			5 いじめの重大事態

# 早期発見・組織的対応で いじめを解決するために

## ～いじめの兆候を見逃さない～



令和2年  
杉並区教育委員会

# はじめに

- 1 いじめを早期に発見するために  
－チェックシートの活用－
- 2 いじめの程度に応じた対応（例）
- 3 管理職、主任、担任のいじめ対応
- 4 いじめの事例
  - ① いじめ認知の甘さ（例）
  - ② 不誠実な対応（例）
  - ③ 不十分な引継と具体策のなさ（例）
- 5 いじめの重大事態について

## はじめに

本資料は、校内で行う研修資料として作成しました。年度当初や長期休業明け前に本資料を活用して実施することで、いじめに対する対応を確認しましょう。担任は、一人で抱え込まず、管理職は学校いじめ対策委員会を適切に立ち上げ、情報を的確に収集・共有し、組織的対応に努めてください。

## 1 いじめを早期に発見するために 一チェックシートの活用ー

# いじめを早期に発見するためには？

教師がアンテナを高くし、子どものかすかな変化を見逃さないことが大切です！



## アンテナを高くするってどんなこと？

具体的な取組をチェックしてみよう！

### こんな場面で

- 朝の健康観察で、子ども一人一人の顔を見る。
- 子どもたち一人一人に言葉かけをして、対話する。 **アンテナを高くしよう！**
- 休み時間には、子どもたちと一緒に遊ぶ。
- 子どものグループに入って一緒に給食を食べる。
- 子どもと一緒に清掃する。

### こんな子どもはいませんか

- 遅刻・欠席・早退が増えている。
- 返事に元気がない。
- 教室に毎回遅れてくる。
- 忘れ物が急に増えている。
- 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりしている。
- グループ分けなどでなかなか所属が決まらないでいる。
- 休み時間に一人で過ごしている。
- 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を使っている。
- 遊び仲間が急に変わった。
- おかげの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされている。
- 一人だけ離れて清掃している。
- 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしない。
- 本意でない係や委員会に無理やり選出されている。
- 衣服の汚れや擦り傷等がある。
- 持ち物や掲示物にいたずらや落書きされている。
- 持ち物がなくなったり壊されたりしている。

チェック1つでも入る子どもからは、丁寧に話を聞き取ることが大切です。



## 2 いじめの程度に応じた対応（例）

### ◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

			加害の子供の行為の重大性の程度						
			低		意図せずに行った言動		衝動的に行った言動		高
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う	
	低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ ■ 経過観察、定期的な声掛け □ 保護者への連絡	□ 気持ちの受容、本人の良さを伝える、保護者への連絡 ■ 人を傷付ける言葉について説教 □ ■ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、保護者への連絡 ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導 □ ■ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 ■ 暴力は絶対に許されないことにについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあつたらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあつたらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催
	中	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	□ 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、SCの面接 ■ 親切への評価、相手の気持ちの説明	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 ■ 不適切な言動への指導	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 ■ 怒りの対処法指導、保護者との連絡	□ 家庭訪問、保護者との連絡、SCとの継続的な面接 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □ ■ P T Aとの連携、地域住民との連携	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □ ■ P T Aとの連携、地域住民との連携
	高	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	□ 家庭訪問、個人面談 ■ 相手の状況に応じた親切の在り方の指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 保護者との連携、外部専門家との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員の活用、医療・福祉機関等との連携 ■ 医療、福祉期間等との連携	□ 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ ■ いじめ対策保護者会開催	□ 每日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ ■ いじめ対策保護者会開催
	重大事態	不登校 入院・ひきこもり 自殺企図	通院が必要なけが 入院が必要なけが 後遺症が残るけが	<input type="checkbox"/> ■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 <input type="checkbox"/> ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 <input type="checkbox"/> ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。					

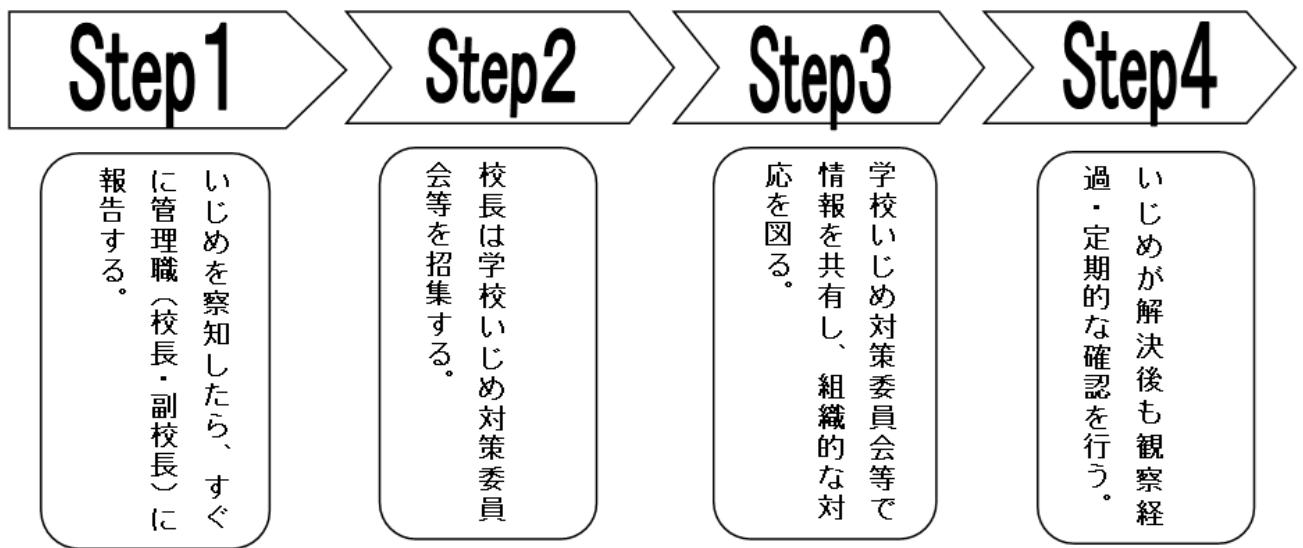
\* SC : スクールカウンセラー SSW : スクールソーシャルワーカー

### ③ 法による必要がある場合の実施規定

### 3 管理職、主任、担任のいじめ対応

#### 管理職

- ・校内体制を整え、関係教職員と情報共有し、役割分担して事実確認を行う。
- ・時系列でしっかりと記録をとる。
- ・具体策を考え、それを保護者に説明し、理解を得る。  
「相手に伝わらなければ、何の対策もとっていないのと同じ」
- ・学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応  
あらゆるいじめに対して、組織的に状況を把握し、適切な役割分担による対応を心がける。
- ・保護者や児童・生徒の話を丁寧に聴く。特に、言動には十分配慮する。



ささっと！SATに相談！！

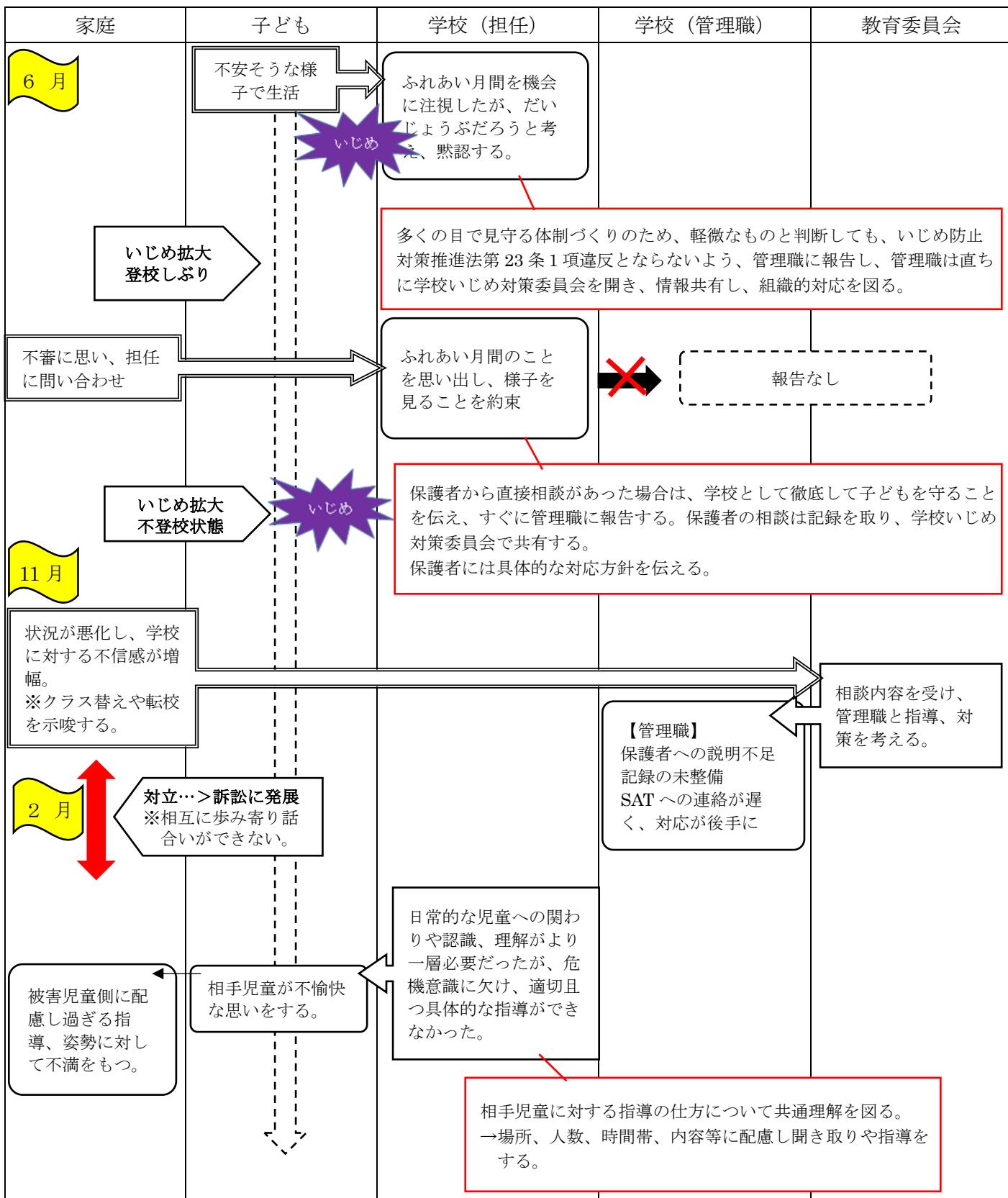
## 学級担任がすべきことと主任(生活指導主任、学年主任等)の役割

目的	学級担任がすべきこと	主任(生活指導、学年)の役割
子どもと先生の信頼関係を築くために	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦人権に配慮した言動を心がける。</li> <li>◦子どもとのコミュニケーションを十分に図る。</li> <li>◦子どもの訴えを受容的・共感的な姿勢で聴く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦今までの経験から、教員の困り感をキャッチしたら、躊躇なく助言や支援を行う。</li> <li>◦管理職に報告し、組織的対応のベースをつくる。</li> </ul>
子どもの視点に立った「いじめ」の認知を確実に行うために	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦いじめという行為の重大性を考慮して、適時適切な対応を行う。 (重大性とは、行為が与えた影響、故意性、相手の人数、継続性を総合的に考慮したもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦職員室での何気ない普段の会話を通じて、他のクラスの状況の把握に努める。</li> </ul>
「いじめ」に組織的な対応するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦いじめを認知したら、すぐに管理職に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦学級担任が直接伝えにくそうならば、同行する。</li> </ul>
子どもの自己肯定感や自尊感情を高めるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦子ども一人一人が活躍できる場や機会を意図的に設定する。</li> <li>◦子どもの「よさ」や「がんばり」を見付け、認め、励ます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦主任として自らがお手本となる活動を展開する。</li> </ul>
保護者との信頼関係を深めるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦いじめの加害、被害の双方の保護者の理解、協力を得るように、双方の話を傾聴し、根拠のない発言は慎み、こまめな連絡を行うなど、誠実な姿勢で対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦保護者との対応は、複数の教員で対応することとし、共に話を聞き、子どもや保護者の思いを受け止める。</li> </ul>
豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦自らが人権尊重の理念を十分に理解し、互いが尊重し他者と関わることができるように指導する。</li> <li>◦教科をはじめ全教育活動において、「きまり」や「ルール」についての理解を深め、それらを守ろうとする規範意識を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦日々の授業観察や学年会等を通して、互いが尊重し合うことの大切さを具体的に話す。</li> <li>◦生活指導をする上において、人権意識や規範意識は欠かすことのできないものであることを常に話していく。</li> </ul>

## 4 いじめの事例

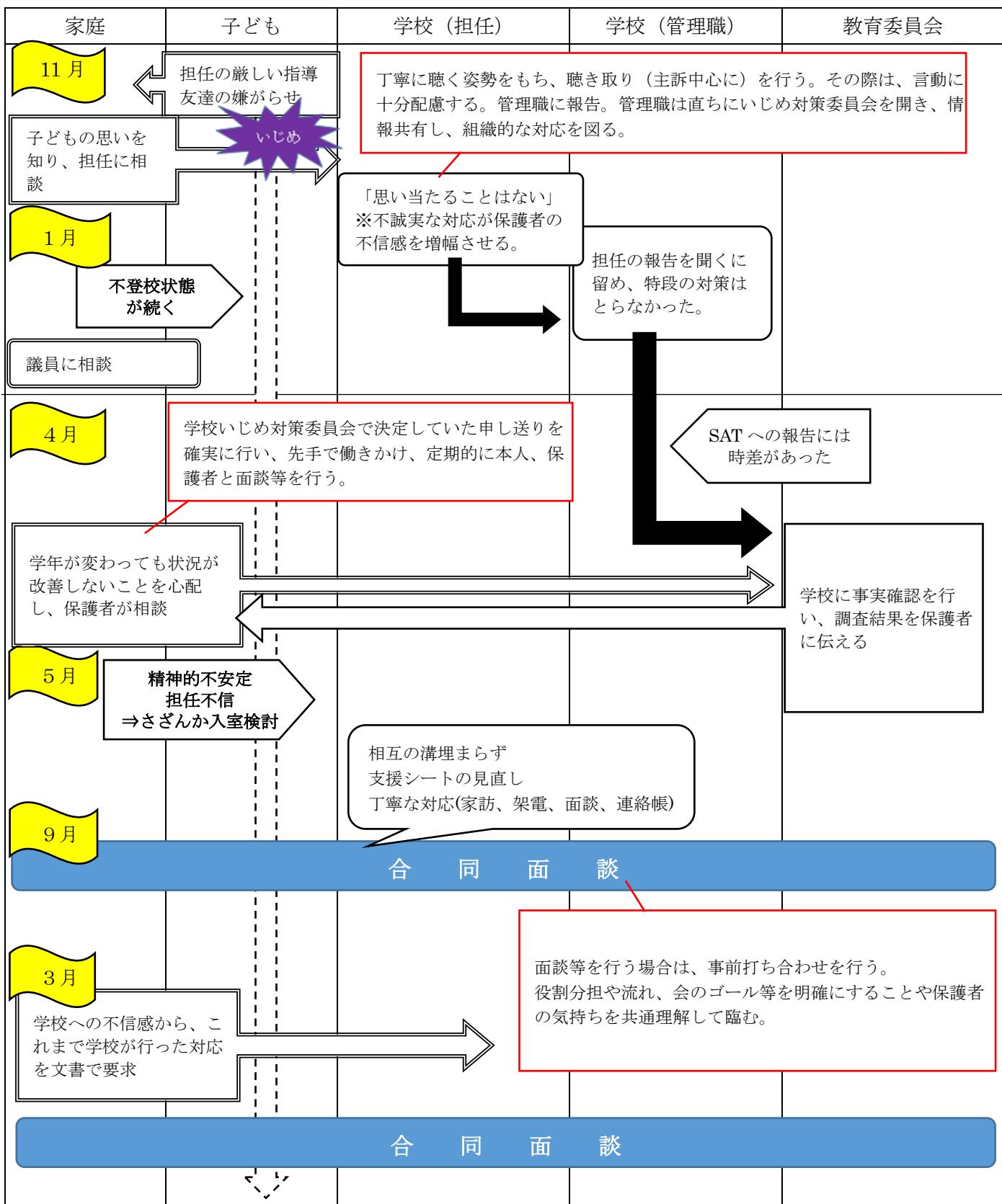
### ① いじめの認知の甘さ（例）

担任はアンケートにより、児童からのいじめの訴えを把握していた。しかし、その実態については、ただふざけているだけだろうという認識の甘さにより放置していた。登校しぶりが始まったことを不審に思った保護者が担任に問い合わせたところから管理職の知るところになるが、学校内で様子を見守っているうちにますます状況は悪化した。



## ② 不誠実な対応（例）

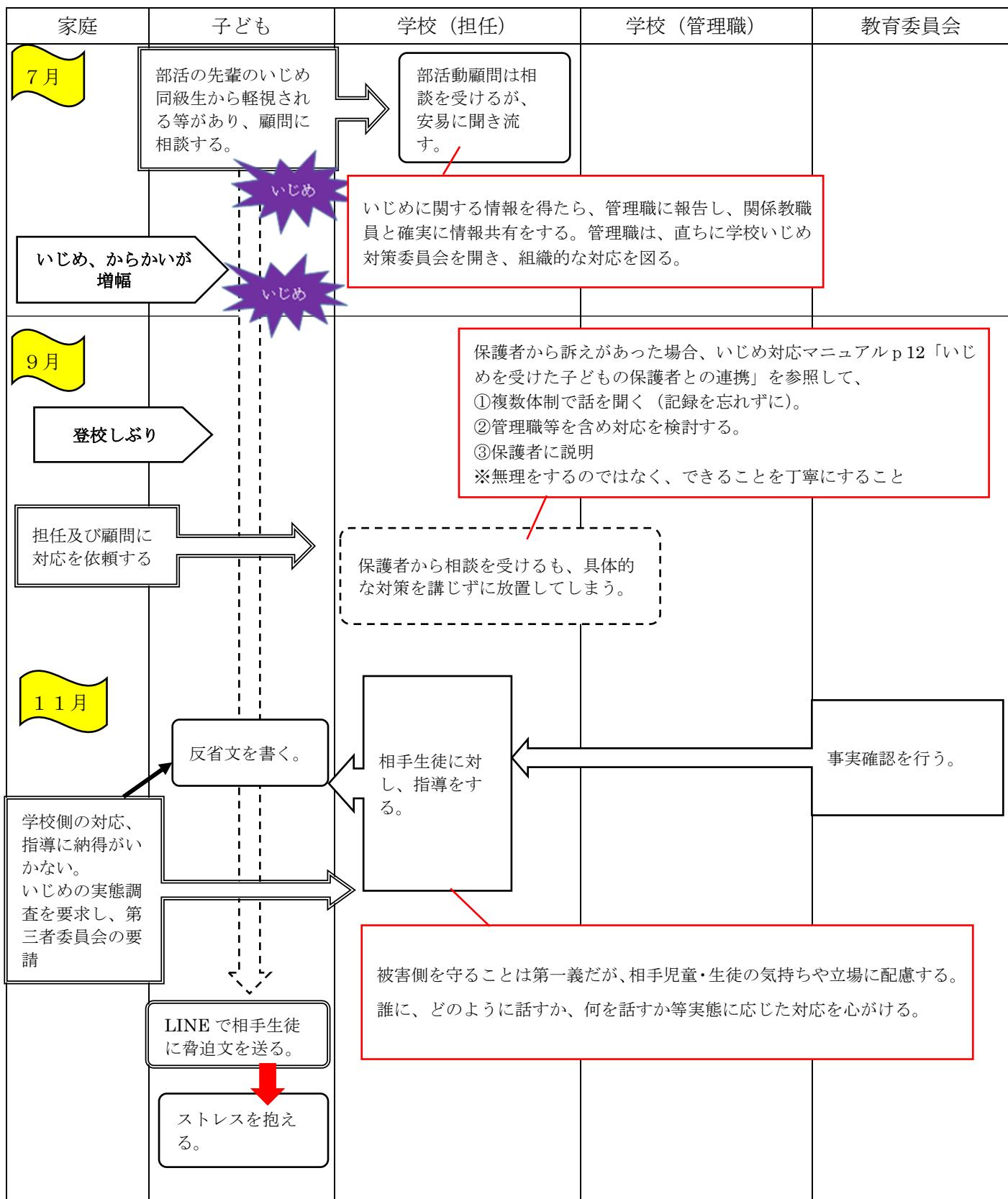
担任の厳しい指導や友達の嫌がらせについて、保護者から担任に訴えがあった。しかし、担任は、保護者の訴えに対し、不誠実な対応をしたことで、保護者の不信感が増幅してしまった。また、管理職も担任からの報告を聞くに留め、学年進級時においても引継等の具体的な対策をとらなかつたことで長期化した。



5月：運動会までは断続的に登校するも、集団になじめず、不安定さを増す。  
9月：タブレット等を活用し、少しづつ学習を開始するが一人では取り組めない。

### ③ 不十分な引継ぎと具体策のなさ（例）

部活動内の人間関係で悩んでいることを担任に相談したが、担任は管理職に報告せずに留め置いた。そのために、事態が悪化してしまった。学校も保護者からの対応依頼があったにも拘らず、具体的な手立てを講じなかつた。そのため生徒間での一層のトラブル、相手保護者との対立へと発展していった。



## 5 いじめの重大事態

### 重大事態への対処

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法より】

一に該当する事案について

- (例) ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

二に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目指とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### 一・二に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【いじめの防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省大臣決定より)】

### 報告⇒ 法による義務規定

…子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられています。

### 連絡

…関係の人に情報などを知らせることで、管理職や学年主任、コーディネーター等にすぐに話をしましょう。

### 相談

…S A T や学校法律相談など、対応に困ったときはすぐに相談をしましょう。学校は、教育委員会に助言を求めたり、専門家（心理職、 S S W 等）、指導主事等の派遣による支援を要請したりすることができます。